

支出負担行為担当官

厚生労働省社会・援護局長 殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

樺太等残留邦人集団一時帰国事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当方は、貴省が公募する令和7年度樺太等残留邦人集団一時帰国事業について応募したいので、その旨を表示します。なお、当社は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当方は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条、第71条の規定に該当しません。
- 2 当方は、別添（写）のとおり、令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供等」で、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有しております。
- 3 当方は、厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けておりません。
- 4 当方は、経営の状況又は信用度が極度に悪化していません。
- 5 当社は、次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この公募の意思表示書類提出期限の直近2年間（5. 及び6. については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 1. 厚生年金保険 2. 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） 3. 船員保険
 4. 国民年金 5. 労働者災害補償保険 6. 雇用保険
- 6 当方は、事業の実施に当たっては、各種法令を遵守します。
- 7 当方は、サハリン現地の状況に精通しており、サハリン現地に事務局を置き、帰国希望者の把握や一時帰国申請書等の作成の支援、緊急時のサハリン等在住親族等との連絡体制を確立し、厚生労働省との連携、調整等を的確に行うことができます。
- 8 当方は、樺太等残留邦人の実情に詳しく、受入支援団体等と交流があり、関係機関（検疫所、在外公館等）との連絡等を的確に行うことができます。
- 9 当方は、ロシア語の各種手配を円滑に行い、樺太等残留邦人が日本滞在中、言語で不自由しないようロシア語が堪能なスタッフを確保できます。
- 10 当法は、年間32世帯64人（介護人を含む。）を計画的に一時帰国させ、日本への渡航及び再渡航手続き、帰国時の宿泊施設を確保することができます。
- 11 当方は、樺太等残留邦人の一時帰国中、24時間の危機管理体制が確保できます。
- 12 本事業に係る保護を要する情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定する不開示情報が含まれていないことが明らかな情報以外の情報をいう。）の保管場所及び作業場所は、日本国内とします。

【添付資料】

- ・資格審査結果通知書の写し
- ・誓約書（別紙様式2）
- ・過去3年分の財務諸表（公認会計士若しくは監査法人による監査報告書の写し、又は、民間で使用されている「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」（日本税理士会連合会作成）若しくは「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」（日本税理士会連合会作成）を用いて税理士が確認した結果の写しを添付すること）

【担当者】

住 所：

担 当：

電 話：

メー ル：